

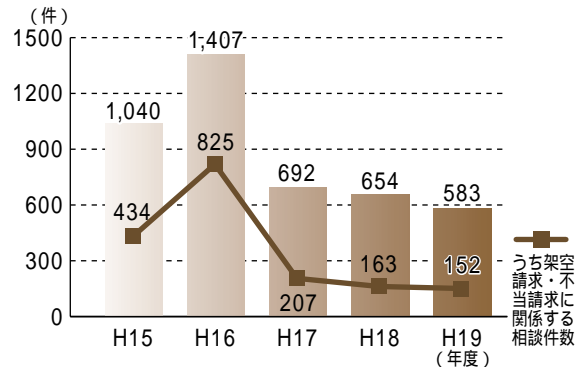


問い合わせ / 地域づくり支援課 内線2254 ☎048 463 2648 (直通)

## 手口を知ることで 消費者被害は未然に防げる!

平成19年度朝霞市消費生活相談の受付件数は**583**件  
架空請求・不当請求などは減少傾向になってきました  
が、依然相談の多くを占めています。

全体の相談件数と架空請求・不当請求に関する相談件数



平成19年度

## 消費生活相談 ランキング

第1位

### 架空請求・不当請求

#### 事例 こんなことが... !!

サイトを利用したことはあるが、有料との表示がなかった。  
18歳以上というところをクリックしたら、登録料を請求された。  
突然「民事訴訟最終通告書」のハガキが届いた。



#### 被害にあわないために...



とりあえず、電話で聞いてみようかな...、はやめましょう。  
あなたの個人情報が流れていきます...  
→電話し、電話番号や相手の質問に答えることによってあなたの個人情報が取られてしまいます。  
「身に覚えのない場合は、早急にご連絡ください」などと書かれている場合もありますが、身に覚えがないならば無視することです。不安な場合は、消費生活相談窓口へお問い合わせください。(5ページ参照)

#### 民事訴訟最終通告書

管理番号 平成19年 (ト)第 号  
この度、貴方が契約会社に対して行っている料金の未払いもしくは契約不履行に、当該会社が貴方に対して提出した訴状を、管轄裁判所が受理した事を通知致します。

支払方法、取り下げ最終期日につきましては担当局員にて受け賜いますが、当局は原告側からの最終通告、または御本人様と訴訟内容の確認をする機関であり、当局が貴方に対して訴訟を起こしているものではありませんので、予めご了承下さい。

このまま連絡無き場合、管轄裁判所からの裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。尚も放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立ち会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等がされてしまう事がありますので、ご注意ください。

最近、個人情報を悪用し民事裁判制度を利用する業者の手口もみられます。  
万が一、身に覚えがない場合、早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ期日 本書到達後3日以内  
窓口受付時間 8:30~16:30(土・日・祝日を除く)  
代表番号

消費生活センター

#### 不当請求ハガキ(見本)



## 第2位 多重債務問題

### 事例 こんなことが... !!

分割なら払えるかな...分割なら払えるかな...気付いたときには返済困難に。  
突然電話がかかってきて「お金貸しますよ」と言われ、借りたら法外な利息を取られ、取り立ての電話が止まらない。  
電話で口座番号を聞かれ答えたら、勝手にお金が振り込まれた...



### 解決のために...

法外な利息をとる業者「ヤミ金」には絶対に手を出さない。  
借金を返済するために新たな借金を絶対にしない。  
下記の相談窓口で相談することが大切です。

### 多重債務相談窓口 いずれも無料で相談できます(祝日を除く)

- 朝霞市 法律相談 朝霞市役所 2階 地域づくり支援課  
☎048 463 2648 (直通)(予約制) 日時 水・金曜日 午前10時~正午 午後1時~3時
- 朝霞市 消費生活相談 朝霞市役所 2階 地域づくり支援課  
☎048 463 1111 (内線2256) 日時 月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
- 埼玉県 県民相談総合センター さいたま市浦和区高砂3 15 1 埼玉県庁第2庁舎1階  
☎048 830 7830 (予約制) 日時 火・金曜日 午後1時~4時
- 埼玉弁護士会 法律相談センター(浦和) さいたま市浦和区高砂4 2 1 浦和高砂パークハウス1階  
☎048 710 5666 (予約制) 日時 月・水・木曜日 午前10時~正午・午後1時~4時 火・金曜日 午前10時~正午
- 埼玉弁護士会 川越支部 法律相談センター 川越市宮下町2 1 2 福田ビル1階  
☎049 225 4279 (予約制) 日時 火~金曜日 午後1時30分~4時



## 第3位 賃貸住宅の敷金トラブル

### 事例 こんなことが... !!

賃貸アパートを退去するとき、敷金では足りない新たに請求された。  
契約書に退去時は畳や壁紙の張替えをするように書かれていて、戻らなかつた敷金が戻らなかつた。



### 被害にあわないために...

退去時は、通常の使用で生じた劣化については、借り主の責任で原状回復する必要はありません。まずは国土交通省の「ガイドライン」<sup>(1)</sup>を参考に、貸主と話し合ってみましょう。話し合いで解決できない場合は、裁判所での調停や少額訴訟制度<sup>(2)</sup>を利用することもできます。まずは消費生活相談へ。

- 1 原状回復義務を巡ってトラブルが多いことから、国土交通省が「原状回復を巡るトラブルとガイドライン」を作成し、原状回復の定義と費用負担について一般的なルールを示したものの。国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/kaihukugaidokai.pdf>
- 2 60万円以下の金銭の支払いをめぐるトラブルに限って利用できる手続きで、被告(家主)または原告(借主)の住所地を管轄する簡易裁判所で行います。原則1回の審理で終わり、その場で判決が言い渡されます。



## マルチ商法……あなたも加害者になるかもしれません

ピラミッド式で次々と、子から孫、孫からひ孫とネズミ算式に会員を増やしながら入会金や保証金、商品のバックマージンなどをエサに組織を大きくしていくシステムをマルチ商法（連鎖販売取引）と呼びます。

「楽に儲けられる」という話にのって入会し、張り切って借金までしてたくさん商品を仕入れたのに、現実にはまったく売れず、商品と借金だけが残ったという悲しい相談がよく寄せられます。

また、多くの場合、自分の友人などを誘ってしまうために、自分も加害者になり、その結果、人間関係も壊れるのです。

一部の成功例に踊らされないよう慎重な判断が必要です。



## 地域の見守りで

## 高齢者の消費者トラブル

を防ぎましょう！

誰でも、年を重ねることで記憶力や判断力が低下し、健康上の不安も増していくものです。こうした状況につけ込んで、高齢者を狙うさまざまな悪質商法が後を絶ちません。

悪質商法をくい止めるためには、高齢者ご本人が問題意識を高めることはもちろんですが、ご家族やまわりの方々に日ごろから高齢者の様子を気にかけていただき、高齢者を見守り、変化に気づいてあげることが大切です。そして市の消費生活相談などにつなぐことがたいへん重要です。

## 見守り・気づきのポイント

- 見慣れない業者が頻繁に出入りしていませんか  
一度、訪問販売の被害にあうと、次から次へと新たな業者に狙われます。
- 閉めきった会場に高齢者が集まっていますか  
催眠商法と呼ばれる手口です。無料や激安の値段で日用品を配った後、興奮状態にさせて磁気マットレスなど健康器具を高額で契約させます。
- 必要以上の寝具やまとまった量の商品が家中にありませんか  
羽毛布団などの寝具類や多量の健康食品、見慣れない医療器具・健康器具がある場合、次々と物を購入させられている可能性があります。
- 請求書や納品書、領収書がたくさんありませんか  
床下工事などの被害の場合、一見ただけではわかりません。請求書などが目につく場合も悪質商法に狙われている可能性があります。
- お金に困っている様子はありますか  
生活費はあるはずなのに、お金を貸してほしいなどと相談されたら、悪質商法の被害でお金を使っている可能性があります。

## 国民生活センターホームページより

[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/koureisya.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/koureisya.html)

## 高齢者をねらう悪質商法にご用心

全国の消費生活センターに寄せられた70歳以上の相談ランキング

1位

## 家庭訪問販売

販売業者が消費者の自宅を訪問し、商品やサービスを勧誘・販売する方法。強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘。

2位

## 電話勧誘

消費者自宅に電話をかけ、商品やサービスを勧誘する。不意打ち性や交渉過程が書面に残らないという特質により、強引な勧誘や明らかな虚偽説明が目立つ。

3位

## 次々販売

一人の消費者に次から次へと契約させる商法。同じ商品または異なる複数の商品を次々に契約させるケースや、複数の業者が次々に契約させるケースなどがある。

ご利用ください



土、日曜日に開設している相談窓口

(社)全国消費生活相談員協会

☎03 3448 1409

受付時間 / 午前10時～正午・午後1時～4時

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

☎03 5729 3711

受付時間 / 正午～午後5時

皆さんが購入されたもの、契約した商品の品質、サービスに対する疑問や苦情、訪問販売のトラブル、またサラ金などの多重債務やヤミ金などについて「こんなことでの相談なんて…」とあきらめることはありません。専門の資格を持った消費生活相談員が相談に応じます。

相談内容の秘密は守られます。

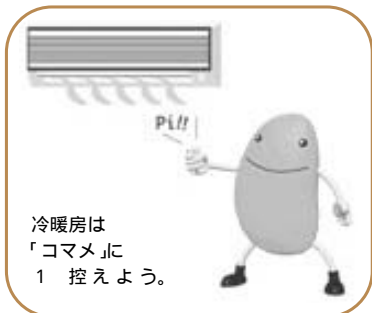
国・県でも消費生活相談は行っていますが、市役所での消費生活相談はとって身近な相談室です。

相談日 / 毎週月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時  
 会場 / 市役所2階25番 地域づくり支援課 市民相談係  
 (消費生活相談)  
 電話 / 048 463 1111 (内線2256)

- \* 電話で相談できる場合もあります(内容によって異なります)。
- \* 契約に関する相談は、契約書やパンフレット、担当者の名刺など、お手持ちの関係書類をできるだけそろえてお持ちいただくと、相談員が正確な内容を知るために役立ちます。
- \* 解約や交換したいという意向を確認するためにも、契約当事者である本人が相談してください。本人が相談できない場合は、本人の承諾を得て、詳しい内容をお伝えください。

地球のために暮らしを見直しませんか

7月7日から9日まで北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化対策などについて会議が行われ『2050年までに温室効果ガス排出量半減』という長期目標を共有しました。まだまだ続く夏日...私たちも消費者の立場からCO2削減のために暮らしにちょっとした工夫をしてみませんか。



上記キャラクターは地球温暖化を防ぐコマメ生活を実践している「コマメちゃん」です。

消費生活通信講座 **暮らしを読むゼミナール【初級編】**

を受講しませんか

自宅などで、好きな時間に暮らしの身近な問題について学習ができる通信講座「暮らしを読むゼミナール」を開講しています。

毎月1冊自宅に送られてくるテキストを読んだ後、5問の効果測定に回答するものです。各テーマ、イラストなどを使ってわかりやすく解説していますので情報誌感覚で読むことができます。ぜひ、この機会にお申し込みください。今ならバックナンバーもあわせてお送りします。

受講料 / 無料(解答用紙を提出する場合、郵送料は自己負担) 申し込み・問い合わせ / 地域づくり支援課 市民相談係 内線2254 ☎048 463 2648 (直通)

回数	配本月	テーマ	執筆者
1	7月 (配本中)	中高年の食育 ～健康に過ごすために～	消費生活アドバイザー 若村育子さん
2	8月 (配本中)	いざという時にどう対応する? ～生活を取り巻く様々な危険に日頃から備えよう～	消費者雑誌『消費と生活』編集長 前田ちえこ子さん
3	9月	今、見つめなおそう 『消費者問題の歴史』	消費生活コンサルタント 飯田啓子さん
4	10月	食の安全、 そして身を守るためには?	ジャーナリスト 天笠啓祐さん